

諒トシテ記覽書ニ通テ作成シ当事者双方各一通ヲ保持シ田滿  
解決セリ

覺書 (字)

今回小石川(正)東古川町一〇番地大普商事會社製本部職工九名  
解雇ニ関シ紛争中ノ多協議ノ結果左記条件ヲ以テ田滿解決候  
ニ付念ノ為メ覺書或通作成候也

- 一、解雇手當トシテ規定通り二週間分給與スル外妻帯者ハ  
五日分及独身者ハ三日分ヲ増額給與スルニト

昭和十二年十二月二日

大普商事株式會社製本部

專務取締役

川畑光志

解雇者代表

田澤清

金重嵩

右及申通ニ報候也

# 鑛業